4　登録品種の名称　BALJULPINEY
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

1　品種登録の番号　第22077号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Hippeastrum Herb.
4　登録品種の名称　シンコウの八重
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
中村光信
熊本県熊本市平田１丁目６番19号
7　出願公表の年月日　平成22年11月24日

1　品種登録の番号　第22078号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　MULTIBLOND 1
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
Nunhems B.V.
Voort 6, 6083 AC Nunhem, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成23年１月28日

1　品種登録の番号　第22079号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　菊水-HD１号
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
菊水酒造株式会社
新潟県新発田市島潟750番地
7　出願公表の年月日　平成22年７月21日

1　品種登録の番号　第22080号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum L.
4　登録品種の名称　テルノポートタウン
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
伊藤輝則
愛知県弥富市富島１丁目92番地
7　出願公表の年月日　平成20年10月２日

1　品種登録の番号　第22081号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum L.
4　登録品種の名称　テルノジュリエットジュエル
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
伊藤輝則
愛知県弥富市富島１丁目92番地
7　出願公表の年月日　平成22年９月15日

1　品種登録の番号　第22082号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Veronica L.
4　登録品種の名称　YABPIN
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
株式会社プラントネットワーク
奈良県葛城市竹内422
7　出願公表の年月日　平成21年２月３日

1　品種登録の番号　第22083号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Veronica L.
4　登録品種の名称　YABBLU
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
株式会社プラントネットワーク
奈良県葛城市竹内422
7　出願公表の年月日　平成21年２月３日

1　品種登録の番号　第22084号
2　品種登録の年月日　平成24年11月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zoysia Willd.
4　登録品種の名称　みじょか
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
国立大学法人千葉大学
千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号
共同カイテック株式会社
東京都渋谷区東３―24―12
7　出願公表の年月日　平成22年７月21日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第千三百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　国土交通大臣
第２　事業の種類　一般国道17号改築工事（上武道路・群馬県前橋市上泉町字明安寺地内から同市五代町字桧嶺地内まで及び同市上細井町字上町地内から同市田口町字下田尻地内まで）
第３　起業地
１　収用の部分　群馬県前橋市上泉町、上泉町字明安寺、字唐堀及び字武田、五代町字天堤、字砂留及び字桧嶺、荻窪町、荻窪町字南田、富士見町時沢字沢間、上細井町字上町、字正間久保、字新田上、字中島、字蝉山、字西神明及び字柴山、青柳町字神明、字山王、字引切塚及び字宿上、日輪寺町字東原、字諏訪前、字旭久保、字諏訪、字京塚、字諏訪街道、字山ノ下、字山海道、字伊勢、字東田、字新井及び字阿弥陀、川端町、川端町字根岸、字前田、字道東及び字山下、関根町字細ヶ沢、字赤城東及び字赤城並びに田口町字下田尻地内
２　使用の部分　なし
第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
申請に係る事業は、群馬県前橋市今井町字道上地内から同市田口町字下田尻地内までの延長13.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道17号改築工事（上武道路）」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
２　法第20条第２号の要件への適合性
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
３　法第20条第３号の要件への適合性
⑴　得られる公共の利益
一般国道17号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、さいたま市、前橋市等を経由して、新潟市に至る延長約455kmの主要幹線道路である。
本路線が通過する前橋市、渋川市等の群馬県中部地域（以下「本件地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としては、きゅうり、ほうれんそうの栽培、畜産品としては、豚の飼養が行われており、これらの農畜産品は、東京都等へ出荷されている。